

# 韓国知的財産ニュース 2020年9月後期

(No. 423)

発行年月日：2020年10月8日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、9月16日から30日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2103971）
- 1-2 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2104065）
- 1-3 特許法の一部改正法律案（議案番号：2104132）
- 1-4 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（代案）（議案番号：2104166）
- 1-5 特許法の一部改正法律案（議案番号：2104191）
- 1-6 実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2104190）
- 1-7 実用新案法の一部改正法律（案）立法予告（産業通商資源部公告第2020-558号）
- 1-8 商標法・デザイン保護法・不正競争防止法・特許法改正（2021年4月施行予定）

### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、第四次産業革命に関連する技術の特許統計集を発刊
- 2-2 新型コロナウイルスがもたらしたマスクの進化

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

※今号はありません。

## 法律、制度関連

### 1-1 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2103971）

議案情報システム（2020.9.17.）

#### 発明振興法の一部改正法律案（議案番号：2103971）

議案番号：2103971

提案日：2020年9月17日

提案者：ウ・ウォンシク議員外11人

#### 提案理由及び主要内容

韓国知識財産保護院は、国内外における知的財産保護基盤の造成及び関連機関とのネットワーク構築等を通じて、国内産業の発展、科学技術の保護及び知的財産分野における国際競争力の強化のために設立された機関である。

しかし、司法警察管理の取り締まり事務支援に関する保護院の業務範囲が商標権侵害などにのみ限定されており、特許権・デザイン権侵害及び営業秘密の取得・使用・漏洩に関する取り締まり事務支援のための法的根拠が不備であり、それに対する捜査支援が難しいという問題が提起されている。

そこで、保護院が商標権侵害だけでなく、特許権・デザイン権の侵害等に対する取り締まりの事務も支援できるように法的根拠を設けようとするものである（案第55条の3第1項第5号の2新設）。

法律第            号

#### 発明振興法の一部改正法律案

発明振興法の一部を次のように改正する。

第55条の3第1項に第5号の2を次のように新設する。

5の2.「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」第5条第38号の2による特許権・専用実施権の侵害、不正競争行為、営業秘密の取得・使用・漏洩及びデザイン権・専用実施権の侵害に関する取り締まり事務支援

## 附 則

この法律は、公布日から施行する。

### 1－2 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

(議案番号：2104065)

議案情報システム (2020.9.21.)

### 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案 (議案番号：2104065)

議案番号：2104065

提案日：2020年9月21日

提案者：キム・ソンギョ議員外9人

#### 提案理由及び主要内容

現行法は、外国で使用し、又は使用させる目的で国家重要技術の流出や侵害行為をした者に3年以上の有期懲役と15億ウォン以下の罰金を併科するように規定している。

しかし、依然として国家重要技術を海外に流出する事例が多く発生しており、国家重要技術の重要性が高いという側面を考慮すれば、国家重要技術の流出に対する処罰をより強化し、産業技術の流出に対する警戒心を強化する必要がある。

そこで、国家重要技術の流出や侵害により有罪判決を受けた者に対して、身上公開をするようにし、産業技術の流出防止を強化しようとするものである(案第36条の3及び第36条の4新設)。

法律第 号

### 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第36条の3及び第36条の4をそれぞれ次のように新設する。

第36条の3 (個人情報等の公開命令) ①法院は、第36条第1項の罪により有罪判決を言い渡す場合に、第5項の公開情報について期間を決め情報通信網を利用して公開するようにする命令(以下「公開命令」という。)を有罪判決と同時に言い渡さなければならない。

②第1項による公開命令を言い渡された者(以下「情報公開対象者」という。)は、同項による判決が確定された日から30日以内に、次の各号の身上情報を自分の住所地を

管轄する警察署の長（以下「管轄警察署の長」という。）に提出しなければならない。但し、情報公開対象者が矯正施設や治療監護施設に収容された場合には、その矯正施設の長又は治療監護施設の長（以下「矯正施設等の長」という。）に身上情報を提出することにより、それに代えることができる。

1. 氏名
2. 住民登録番号
3. 住所及び実際の居住地
4. 職業及び職場等の所在地
5. 連絡先（電話番号、電子メールアドレスをいう。）

③管轄警察官署の長又は矯正施設等の長は、第2項により情報公開対象者が身上情報を提出する際に登録対象者の正面・左側・右側上半身及び全身のカラー写真を撮影して電子記録として保存・保管しなければならない。

④管轄警察官署の長又は矯正施設等の長は、情報公開対象者から提出された身上情報と第3項により保存・保管する電子記録を遅滞なく法務部長官に送達しなければならない。

⑤第1項による公開命令に基づいて公開される情報は、次の各号と同じである。

1. 氏名
2. 年齢
3. 住所及び実際の居住地（「道路名住所法」第2条第5号の道路名及び同条第7号の建物番号までとする。）
4. 写真
5. 国家重要技術の流出における要旨（判決日付、罪名、宣告刑量を含む。）
6. 国家重要技術の流出における前科事実（罪名及び回数）

⑥第5項の規定による公開情報を情報通信網を利用して閲覧しようとする者は実名認証の手続きを取らなければならない。

⑦第5項による公開情報の具体的な形態と内容、第6項による実名認証及びその他の第5項による公開情報の流出防止のための技術・管理に関する具体的な方法と手続きは、大統領令で定める。

第36条の4（公開命令の執行）①公開命令は、産業通商資源部長官が情報通信網を利用して執行する。

②法院は、公開命令の判決が確定されれば、判決文の謄本を判決が確定された日から14日以内に法務部長官に送達しなければならない。法務部長官は、第36条の3第1項による公開期間中に公開命令が執行されるように、第36条の3第5項各号による公開情報を遅滞なく産業通商資源部長官に送付しなければならない。

③公開命令の執行・公開手続・管理等に関する詳細は、大統領令で定める。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（個人情報などの公開命令に関する適用例）第36条の3の改正規定は、この法律の施行後に第36条第1項の罪で有罪判決を言い渡したときから適用する。

1－3 特許法の一部改正法律案（議案番号：2104132）

議案情報システム（2020.9.22.）

### 特許法の一部改正法律案（議案番号：2104132）

議案番号：2104132

提案日：2020年9月22日

提案者：ソン・ギホン議員外10人

#### 提案理由及び主要内容

特許紛争における内容の複雑・高度化に伴い、審判の専門性を確保するために専門家の協力の必要性が高まっている。

第四次産業革命時代の急速な技術変化に対応して、一部の先端技術分野については、審判官の専門性を補完する必要がある。

現在、法院は、建築、医療、知的財産権等における紛争を解決するため、専門的な知識と経験を必要とする事件を審理する際、法院の外部から関連分野の専門家を専門審理委員として参加させ、迅速な審理ができるよう支援している。

そこで、特許審判事件に専門審理委員が参加できる根拠を設けようとするものである（案第154条の2新設）。

法律第 号

### 特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第154条の2を次のように新設する。

第154条の2（専門審理委員）①審判長は、専門審理委員を指定し、審判手続に参加させることができる。

②審判長は、第1項により専門審理委員を審判手続に参加させる場合、当事者の意見を聞き、それぞれの事件毎に1人以上の専門審理委員を指定しなければならない。

- ③専門審理委員の指定に関して、その他の必要な事項は、産業通商資源部令で定める。
- ④専門審理委員には、産業通商資源部令で定めることにより、手当を支給し、必要な場合には、その他の旅費、日当及び宿泊料を支給することができる。
- ⑤第1項の規定による専門審理委員については、「民事訴訟法」第164条の2第2項から第4項まで、第164条の3、第164条の7及び第164条の8を準用する。この場合、「法院」とは、「審判長」とみなす。
- ⑥第1項の規定による専門審理委員の除斥及び忌避に関しては、第148条から第152条までの規定を準用する。この場合、「審判官」は「専門審理委員」とみなす。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（他の法律の改正）実用新案法の一部を次のように改正する。

第33条のうち、「第154条から第166条まで」を「第154条、第154条の2、第155条から第166条まで」とする。

1-4 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（代案）

（議案番号：2104166）

議案情報システム（2020.9.23.）

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（代案）

（議案番号：2104166）

議案番号：2104166

提案日：2020年9月23日

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

### 1. 代案の提案経緯

イ. 2020年6月3日にチェ・インホ議員が代表発議した「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案」を第380回国会（臨時会）第2回産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2020年7月29日）に上程して提案説明と専門委員の検討報告を聞き、代替の討論（一般討論）を経て産業通商資源特許小委員会に回付し、2020年6月29日にソン・ガプソク議員が代表発議した「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案」を第380回国会（臨時会）第2回産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2020年7月29日）に上程して提案説明と専門委員の検討報告を

聞き、代替の討論を経て産業通商資源特許小委員会に回付した。

- ロ. 第382回国会（定例会）第1回産業通商資源特許小委員会（2020年9月10日）で、以上の2件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しない代わりに、一つの委員会の代案として統合することにする。
- ハ. 第382回国会（定例会）第3回産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2020年9月16日）で、産業通商資源特許小委員会が審査報告したように、2件の法律案をそれぞれ本会議に付議しないことにし、産業通商資源特許小委員会が設けた代案を委員会の代案として提案するように議決する。

## 2. 代案の提案理由

韓国の知的財産保護ランキング（スイスの国際経営開発研究所（IMD）が2018年に発表）は、OECD加盟国及び新興開発国等計63ヶ国のうち、39位にとどまっており、知的財産権の保護が不十分な状況であり、大企業による中小企業の技術奪取及び競争国への技術流出現象等が深刻化している。

第四次産業革命時代に備えるためには、国家競争力の中心的な要素である知的財産の保護を国レベルの課題として選定し、戦略的に対応する一方、違法行為の責任をより重くすることにより、市場の秩序を公正に維持する必要がある。

そこで不正競争行為及び営業秘密の侵害に関連する韓国国内の産業及び市場の正確な実態を把握し、国レベルの中・長期基本計画を確立し、体系的に細部課題を推進できる法的基盤を設け、アイデア奪取行為に対する是正勧告の内容を公表させることで、公正な市場秩序に貢献しようとするものである。

## 3. 代案の主要内容

- イ. 不正競争防止及び営業秘密保護のために、5年毎に、基本計画を確立するようにし、基本計画を実践するために、毎年実施計画を確立するようにする（案第2条の2及び第2条の3新設）。
- ロ. 基本計画及び実施計画の確立・実施のための基礎資料を確保するために、毎年実態調査を実施するようにし、関係機関に必要な資料の提出を要請できるようにする（案第2条の4新設）。
- ハ. 営業秘密保護事業範囲のうち、研究・教育及び広報を基盤構築事業に拡張して定義する（案第2条の5）。
- ニ. 不正競争行為及び営業秘密の侵害行為に対する調査を実施する際に、「発明振興法」による紛争調停が継続中である場合、調査を中止することができるようにし、紛争調停が成立された場合、調査を終結できるようにする（案第7条第3項及び第4項）。
- ホ. 違反行為における是正勧告の類型を多様化し、是正勧告を履行しなかった場合、違反行為の内容及び勧告の事実を公表することができるようにする（案第8条及び第9

条)。

へ. アイデア奪取行為について懲罰的損害賠償を導入する (案第14条の2第6項)。

法律第 号

### 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の5とし、第2条の2から第2条の4をそれぞれ次のように新設し、第2条の5 (従前の第2条の2) のうち、「研究・教育及び広報」を「研究・教育・広報等の基盤構築」とする。

第2条の2 (基本計画の確立) ①特許庁長は、不正競争防止及び営業秘密保護 (以下「不正競争防止等」という。) のために、5年毎に関係中央行政機関の長と協議を経て、不正競争防止等に関する関係中央行政機関の長との協議を経て不正競争防止等に関する基本計画を立てなければならない。

②基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 不正競争防止等のための基本目標及び推進方向
2. 以前の不正競争防止等に関する基本計画の分析評価
3. 不正競争防止等に関する国内外の与件の変化及び展望
4. 不正競争防止等に関する紛争状況及び対応
5. 不正競争防止等に関する制度及び法令の改善
6. 不正競争防止等に関する国家・地方自治団体及び民間の協力事項
7. 不正競争防止等に関する国際協力
8. その他不正競争防止等のために必要な事項

③特許庁長は、基本計画を立てるために必要であると認める場合には、関係中央行政機関の長に必要な資料の提出を要請することができる。この場合、資料提出の要請を受けた関係中央行政機関の長は、特別な事情がなければ、要求に従わなければならない。

④特許庁長は、基本計画を関係中央行政機関の長と特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事 (以下「市・道知事」という。) に通知しなければならない。

第2条の3 (施行計画の確立等) ①特許庁長は、基本計画を実践するための細部計画 (以下「施行計画」という。) を毎年確立・施行しなければならない。

②特許庁長は、施行計画の確立・施行に関して必要な場合、国家機関、地方自治団体、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関、その他の法律に基づいて設立された特殊法人等の関連機関の長に協力を要請することができる。



第2条の4（実態調査）①特許庁長は、基本計画及び施行計画の確立・施行のための基礎資料を確保するために、実態調査を毎年実施しなければならない。但し、必要と認められる場合には、随時に実態調査を行うことができる。

②特許庁長は、関係中央行政機関の長と「技術の移転と及び事業化促進に関する法律」による公共研究機関の長に第1項による実態調査に必要な資料の提出を要請することができる。この場合、資料提出の要請を受けた機関の長は、企業の経営・営業上秘密の保持等、大統領令で定める特別な事由がある場合を除いては、それに協力しなければならない。

③第1項による実態調査を行う場合、実態調査での具体的な資料作成の範囲等に関しては、大統領令で定める。

第7条第1項のうち、「特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）」を「市・道知事」とし、同条第3項を第5項とし、同条に第3項、第4項及び第6項をそれぞれ次のように新設する。

③特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第1項による調査の進行中に調査対象者に対して調査対象と同一な事実で「発明振興法」第43条による調停（以下「紛争調停」という。）が継続中である事実を知った場合、両当事者の意思を考慮して、その調査を中止することができる。

④特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、第3項による紛争調停が成立した場合には、その調査を終結することができる。

⑥その他、不正競争行為等の調査手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第8条の題目「(違反行為の是正勧告)」を「(違反行為の是正勧告等)」とし、同条の題目以外の部分を第1項とし、同条第1項（従前の題目以外の部分）のうち、「その行為の中止や標識の除去若しくは廃棄すること等、その是正」を「違反行為の中止、標識等の除去や修正、今後再発防止、その他の是正」とし、同条第2項及び第3項をそれぞれ次のように新設する。

②特許庁長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、違反行為をした者が第1項による是正勧告を履行しない際には、違反行為の内容及び是正勧告の事実等を公表することができる。

③第2項による公表の手続き及び方法等に必要な事項は、大統領令で定める。

第9条の「是正勧告」を「是正勧告及び公表」とする。

第14条の2第6項のうち、「営業秘密の侵害行為」を「第2条第1号ヌ目の行為及び営業秘密の侵害行為」に、「第11条にも」を「第5条又は第11にも」とする。

第17条第2項のうち「第2条の2」を「第2条の5」に、「研究・教育・広報」を「研究・教育・広報等の基盤構築」とし、同条第4項のうち、「第7条第3項」を「第7条第5項」とする。

## 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（損害賠償に関する適用例） 第14条の2第1項の改正規定は、この法律の施行後、第2条第1号ヌ目に該当する行為が発生した場合から適用する。

1 - 5 特許法の一部改正法律案（議案番号：2104191）

議案情報システム（2020.9.24.）

### 特許法の一部改正法律案（議案番号：2104191）

議案番号：2104191

提案日：2020年9月24日

提案者：イ・スジン議員外21人

#### 提案理由

現行法は、特許侵害訴訟において特許権者を保護するために、法院が当事者の申請により、侵害の証明等に必要な資料の提出を命ずることができるようにしている。

しかし、実際の訴訟過程で資料提出命令の不服に対する制裁手段が不十分であり、侵害行為が行われている相手方の工場等に対する実効的な証拠調査の手續不備等により侵害を立証する証拠確保に限界があるという指摘が継続的に提起されている。

そこで、特許侵害及び損害額を立証するための専門家事実調査制度を導入するとともに、資料の使用を妨害した場合に対する制裁を強化し、資料提出命令について事前に侵害に関連する資料の目録を提出することができるようにする等、特許訴訟において実効性のある紛争解決の手段を設けようとするものである。

#### 主要内容

- イ. 特許権の侵害訴訟において、侵害に関する証拠を確保するために専門家による事実調査制度を導入し、調査を拒否・妨害した法人の場合、1億ウォン以下、法人の役員・従業員とその他の利害関係者の場合、5,000万ウォン以下の過料を賦課するようにする（案第128条の3及び第231条の2新設）。
  - ロ. 法院の資料保全命令の根拠を新設し、資料を毀損又は使用できなくした場合に対する、制裁を設ける（案第128条の4新設）。
  - ハ. 資料提出命令の実効性を確保するために、事前に侵害者が保有している資料の目録提出を命ずることができるようにする（案第132条第1項）。
- 二. 資料提出申請を受けた相手に資料の提出を拒否する正当な理由について、意見を陳

述する機会を与える（案第132条第2項）。

- ホ. 資料提出申請に関する法院の決定に対して、相手方当事者は独立して不服できないようにする（案第132条第7項新設）。
- ヘ. 営業秘密保護を強化するために、既に秘密を取得した者に対しても秘密保持命令ができるように、例外規定を削除する（案第224条の3第1項）。
- ト. 訴訟代理人が依頼人を排除して、相手方の営業秘密を閲覧した場合、依頼人にも秘密を保持するようにする（案第224条の3第6項新設）。
- チ. 専門家が秘密保持義務を違反した場合、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処するようにする（案第229条の2第3項新設）。

### 参考事項

この法律案は、イ・スジン議員が代表発議した「実用新案法の一部改正法律案」（議案番号第4190号）の議決を前提としているため、同法律案が議決されないか、修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第           号

### 特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第128条の3及び第128条の4をそれぞれ次のように新設する。

第128条の3（専門家による事実調査）①法院は、特許権又は専用実施権の侵害訴訟において、職権又は当事者の申請により、次の各号の事項を考慮して調査する証拠に関連する分野の専門家を指定し、その専門家にとって相手方当事者の事務室、工場及びその他の場所に入入りして調査を受ける当事者等に質問するか、資料の閲覧・複写、装置の作動・計測・実験等の必要な調査ができるように決定することができる。

1. 相手方当事者が特許権又は専用実施権を侵害した可能性があるかどうか
2. 侵害の証明や侵害による損害額の算定に必要なかどうか
3. 調査の必要性と比較して、相手方当事者の負担が相当であるかどうか

②法院は、第1項の専門家に、次の各号のいずれかに該当する者のうち、1人以上を指定することができる。

1. 「法院組織法」第54条の2・第54条の3に基づく、技術審理官や検査官
2. 「民事訴訟法」第164条の2に基づく専門審理委員
3. 「弁護士法」第4条に基づく弁護士の資格を持つ者
4. 「弁理士法」第3条に基づく弁理士の資格を持つ者
5. その他、大法院規則で定める者

③第1項により指定された専門家は、法院が指定した期日内に調査結果報告書を法院に提出しなければならない。この場合、調査内容を秘密として保持しなければならない。

④法院は、調査を受けた者に第3項の調査結果報告書を優先的に閲覧させなければならない。この場合、調査を受けた者が、営業秘密等が調査結果報告書に含まれていると主張する場合には、第132条第1項から第3項までの規定を準用する。

⑤法院は、第4項による主張が妥当であると認められれば、侵害の立証や損害額の算定に関連していない営業秘密等に関しては、調査結果報告書から削除して提出するよう、調査した専門家に命じなければならない。

⑥特許権者又は専用実施権者は、第3項から第5項までの手続きを経て提出された調査結果報告書を閲覧し、証拠として申請することができる。

⑦第1項の規定により調査を受ける者は、専門家が要請する資料を提供する等、調査に協力しなければならない。

⑧第7項による調査を拒否・妨害した場合、法院は資料の記載により証明しようとする事実に関する当事者の主張を真実であると認めることができる。

⑨第1項の場合、法院は申請した当事者に適切な担保を提供するように命ずることができる。この場合、本項の担保に関しては、「民事訴訟法」第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

⑩その他、第1項による調査の範囲及び手続等に関する必要な事項は、大法院規則で定める。

⑪第1項の規定による調査は、「民事訴訟法」における証拠保全の手続にも活用することができる。

第128条の4（資料保全命令と効果）①法院は、特許権又は専用実施権の侵害訴訟が提起される可能性が高いか、提起された場合、職権又は当事者の申請により相手方当事者に侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な資料を毀損するか、使用できなくしないよう、送達の方法で資料保全の通知をしなければならない。

②当事者が次の各号の事由を疎明して資料保全を申請した場合に法院は資料保全の通知を受けた相手方当事者が侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な資料を毀損するか、使用できないよう資料保全を命ずることができる。

1. 資料保全命令の対象になる資料を特定するのに十分な事実
2. 資料保全を命じなければ、申請者に回復できない損害が発生する恐れがあるという事実

③第2項による資料保全の申請には、次の各号の事項を明らかにしなければならない。

1. 相手方の表示
2. 証明する事実
3. 保全しようとする資料

#### 4. 資料保全の事由

④相手方当事者が当事者の使用を妨害する目的で、該当する侵害の証明又は侵害による損害額の算定に必要な資料を毀損するか、それを使用できなくした場合、法院は資料の記載により証明しようとする事実に関する当事者の主張を真実であると認めることができる。

⑤第1項の管轄は、「民事訴訟法」第376条を準用する。

第132条第1項の本文のうち、「資料」を「資料（その資料の目録を含む）」にし、同条第2項前段のうち、「資料の所持者が第1項の規定による提出を」を「第1項の規定による資料の提出申請がある場合、資料の所持者に意見を陳述させることができ、その資料の所持者が提出を」に、「命ずることができる」を「命ずるか、必要な場合、職権又は当事者の申請に第128条の3による専門家による事実調査を命ずることができる」とし、同条に第6項及び第7項をそれぞれ次のように新設する。

⑥第1項による申請と関連して、この法律で規定していない内容に関しては、「民事訴訟法」第346条を準用する。

⑦第1項について相手方当事者は、独立して不服をすることができない。

第224条の3第1項の各号外の部分の但し書きを削除し、同条第6項を次のように新設する。

⑥第1項による秘密保持命令を受けた訴訟代理人は、彼が代理する当事者が第132条第3項の後段により閲覧をすることができる者から、除外された場合、その当事者にも秘密を保持しなければならない。

第225条の2を次のように新設する。

第225条の2（資料保全命令の違反罪）国内外で故意に第128条の4第2項を違反した者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

第229条の2に第3項を次のように新設する。

③第128条の3第3項の後段を違反して秘密を漏洩した者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

第231条の2を次のように新設する。

第231条の2（過料）法院は、第128条の3第7項による調査を拒否・妨害した法人の場合には、1億ウォン以下、法人の役員・従業員とその他の利害関係者の場合、5千万ウォン以下の過料を賦課する。

## 附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（特許権又は専用実施権の侵害訴訟に関する適用例）第128条の3、第128条の4、第132条及び第224条の3の改正規定は、この法施行後最初に提起される訴訟から適用する。

### 実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2104190）

議案番号：2104190

提案日：2020年9月24日

提案者：イ・スジン議員外21人

#### 提案理由及び主要内容

現行法は、実用新案権者の保護に関連して、「特許法」の権利侵害に対する差止請求権、損害賠償請求権、資料提出命令制度等の規定を準用する規定を置いている。

また、最近、「特許法」上、特許侵害及び損害額を立証するために専門家事実調査制度を導入して、特許権者の権利保護を強化しようとする動きにより、実用新案権者の知的財産権を保護するために、それに関する事実調査制度の導入が必要であるという指摘が提起されている。

そこで、「特許法」の準用規定に専門家の事実調査に関する事項を追加し、調査に参加した専門家が秘密を漏洩した際に罰金に処し、専門家の事実調査を拒否・妨害した者に過料を賦課する規定を新設する（案第30条、第49条の2第3項及び第51条の2新設）。

#### 参考事項

この法律案は、イ・スジン議員が代表発議した「特許法の一部改正法律案」（議案番号第2104191号）の議決を前提としているもので、同じ法律案が議決されないか、修正議決される場合には、それに合わせて調整しなければならない。

法律第 号

### 実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第30条のうち、「第128条の2」を「第128条の2、第128条の3、第128条の4」にする。

第49条の2に第3項を次のように新設する。

③第30条により準用される「特許法」第128条の3第3項の後段を違反して秘密を漏洩した者は、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

第51条の2を次のように新設する。

第51条の2（過料） 法院は、第30条の規定により準用される、「特許法」第128条の3第7

項による調査を拒否・妨害した法人の場合は、1億ウォン以下、法人の役員・従業員その他の利害関係者の場合、5千万ウォン以下の過料を賦課する。

## 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

### 1-7 実用新案法の一部改正法律（案）立法予告

（産業通商資源部公告第 2020-558 号）

電子官報（2020.9.25.）

#### 産業通商資源部公告第 2020-558 号

実用新案法を改正するに当たり、国民に事前にお知らせ、それに対する意見を聞くために、その改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2020 年 9 月 25 日

産業通商資源部長官

#### 実用新案法の一部改正法律（案）立法予告

##### 1. 改正理由

商業的に大成功を収めることができる斬新な発明であるにも関わらず、特許に対する高いハードルのため拒絶され、保護を受けられない事例が多く発生する現実を考慮し、特許制度との差別性が低い現行の実用新案制度を改善することで、小発明の保護という実用新案法の本来の導入趣旨を回復する一方、中小企業、スタートアップ、零細事業者等が事業化の初期段階においてライフサイクルが比較的短い技術に対し、特許より簡単に排他的権利を確保し、その権利範囲と同じ製品を基盤に安定的に事業を営み成長できるように支援するために、実用新案制度を整備しようとするものである。

##### 2. 主要内容

イ. 法律名等の用語変更（案第 1 条等）

日帝残滓であり、使用者の意識が低い「実用新案」と高度性の違いのほかには「発明」と同じ意味として使われる「考案」を、一般の国民が小発明保護の趣旨と「発明」との違いを直観的で明確に認識できる用語である「小発明」に変更する。

ロ. 登録要件の緩和（案第 4 条第 2 項）

特許と実用新案は、法文上相互に異なる進歩性の水準を持っているが、実務上その違いが曖昧であるだけでなく、使用者も体感できない実情を考慮し、公開された一つの小発明から極めて容易に発明できなければ、小発明の進歩性を認めるようにする。

#### ハ．実施可否の審査（案第 12 条の 2）

登録要件の緩和により、NPE（特許管理専門会社）等の無分別な出願乱発を抑制するための最小限の手続きを設け、改正趣旨に合わせて実際の市場で活用可能な小発明に権利を付与することができるよう、審査請求の際に実施要件を新設する。

#### 二．存続期間の短縮（案第 22 条）

登録要件の緩和により私益（小発明者）及び公益（一般公衆）の適正な均衡を図り、事業化初期から製品が市場で定着するときまでの短い時間の間に排他的権利で保護しようとする改正の趣旨に合致するように存続期間を短縮する（10 年→5 年）。

#### ホ．差止請求権の一部制限（案第 28 条の 2）

登録要件の緩和による不必要な紛争の発生を抑制するために、権利者等が登録小発明を業として実施する場合にのみ、差止請求権を行使できるようにする。

#### へ．審査請求期間の短縮（案第 12 条）

存続期間の短縮、出願人の実施準備期間の付与、請求範囲提出の猶予制度、外国語出願制度等を考慮し、審査請求期間を短縮する（3 年→1 年 2 ヶ月）。

#### ト．出願公開の拡大（案第 14 条の 2）

不良権利防止に向けた公衆審査の強化及び実施中の技術情報を迅速に活用するために最優先日から 1 年 6 ヶ月以内であっても審査請求がある場合、直ちに公開するようにする。

### 3. 意見提出

実用新案法の一部改正法律案について意見がある団体又は個人は、2020 年 11 月 4 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて、オンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：特許審査政策課長）に提出してください。一部改正令案の全文を読みたい方は、特許庁のウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr> 冊子/統計→法令及び条約→立法予告) をご参照ください。

イ．立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ．姓名（法人、団体の場合は、その名称と代表者姓名）、住所及び電話番号

ハ．その他の参考事項

#### ※送り先

特許庁特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1105 号  
（郵便番号：35208）

電話：(042) 481-5397、Fax：(042) 472-4743

電子メール：jyhyun75@korea.kr



商標・デザインの侵害、アイデア奪取に対する3倍賠償制度の導入などの  
知的財産保護法が国会で可決

◆商標・デザイン権侵害およびアイデア奪取に対する3倍賠償制度を導入

〈商標法・デザイン保護法：パク・ボムケ議員代表発議 (2020年7月)、不正競争防止法：  
チェ・インホ議員代表発議 (2020年6月)〉

- 商標・デザイン侵害、アイデア奪取：故意的な侵害の場合、損害額の最大3倍まで賠償
- 商標・デザイン：ロイヤリティの算定基準を改正（「通常の」→「合理的」）
- 商標：法定損害賠償額の引き上げ（5,000万ウォン→1億ウォン、故意の場合3億ウォン）

◆特許侵害罪を親告罪から反意思不罰罪（被害者告訴不要）に変更

〈特許法：イ・ジャンソプ議員代表発議 (2020年7月)〉

※特許侵害の刑事告訴期間（6ヵ月）に限らず、捜査機関が職権捜査して処罰することが可能

◆不正競争行為の是正勧告を不履行する際に是正勧告の事実を公表、不正競争防止・営業秘密保護に向けた実態調査の根拠を設けるなど

〈チェ・インホ&ソン・ガブソク議員代表発議 (2020年6月)〉

韓国特許庁は、商標・デザイン侵害およびアイデア奪取において、「3倍賠償」を導入する「商標法」、「デザイン保護法」、「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（以下「不正競争防止法」）など、知的財産保護法律が9月24日（木曜）に国会の本会議で可決されたと発表した。

商標法・デザイン保護法の一部改正法律案は、故意に商標権やデザイン権を侵害した場合、損害として認められた金額の最大3倍まで賠償させる懲罰賠償制度の導入を骨子としている。2018年の特許法と不正競争防止法に導入された特許・営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度を商標とデザイン分野まで拡大するものである。

また、商標権とデザイン権が侵害される際に、ロイヤリティによる損害額算定基準を「通常的に受けることができる金額」から、「合理的に受けることができる金額」に改正した。

従来の判例では、「通常的に受けることができる金額」を取引業界で一般に認められているロイヤリティで判断するため、実際の損害額を算定するには不十分であるという指摘があった。なお、日本でも同様の理由で、「通常」という単語を削除した後、ロイヤリティの認定料率が上昇（※）した。

※1998年、日本の特許法改正によるロイヤリティ率：(改正前) 3～4.2%→(改正後) 7～10%

さらに、2011年商標法に導入された法定損害賠償制度の最高限度を5,000万ウォンから1億ウォン（故意的に侵害した場合には3億ウォン）に引き上げた。これは、制度を導入した以降、韓国国内での商品取引市場の拡大、物価上昇の要因などを考慮し、3倍賠償制度とともに商標権保護の実効性を高めるためのものである。

#### 【法定損害賠償制度】

- ▶(概念)一般の損害賠償請求は、商標権者が侵害と損害額を証明しなければならないが、法定損害賠償は、侵害さえ立証できれば、法院が法定額以内で損害額を算定することができる制度であり、商標権者の立証責任を減らす
- ▶(必要性) 懲罰賠償制度の導入とともに、損害賠償額の上限も一緒に引き上げ、商標権侵害に対する損害賠償額の適正化を図る

アイデア奪取行為による損害として認められた金額の最大3倍まで賠償させる懲罰賠償制度の導入、不正競争行為における是正勧告の事実を公表するなどの内容を骨子とする不正競争防止法の一部改正法律案も可決された。アイデア奪取行為により、中小企業などの被害が深刻化するにつれ、既存の営業秘密の侵害行為に導入された懲罰賠償をアイデア奪取行為にも適用することになった。また、不正競争行為に対する是正勧告に従わない場合には、違反事実を公表することができるようにし、行政調査および是正勧告の実効性を高めた。

それとともに、不正競争行為に対する行政調査の実施中に当事者が発明振興法上の産業財産権紛争調停委員会に紛争調停を申請した場合には、行政調査を中止し、紛争の調停が成立した場合には、行政調査を終結して早期に紛争を解決できるようにした。そして、不正競争防止および営業秘密に対する実態調査、基本計画および施行計画の確立に対する法律的な根拠が新たに設けられた。

被害者の告訴がなくても、特許権の侵害行為を処罰することができる特許法の一部改正法律案も可決された。特許権者の告訴があつてこそ、侵害捜査が可能な「親告罪」の特許権者の告訴がなくても職権捜査が可能な「反意思不罰罪」に改正し、特許権の保護を一層強化した。今後、特許権者は、告訴期間（6ヵ月）に限らず、刑事告訴をすることができるようになった。

※反意思不罰罪：権利者が侵害者の処罰を求めない場合、起訴不可

これまで知的財産の侵害が根絶されなかった理由について、知的財産に相応の価格を支払うより侵害行為から得られる利益がさらに大きいためであるという指摘が多かった。知的財産の保護の実効性を強化するため、特許侵害に先行導入された「懲罰賠償」制度を商標およびデザイン侵害、アイデア奪取行為にまで、あらゆる方面で適用すれば、韓国の知的財産全般に対する保護レベルが一層高まると予想される。

特許庁長は、「今回の改正で知的財産権侵害に対する厳正な法執行が可能になることによって、これから知的財産が市場で適正な価格で公正に取引される土台が整えられた」とし、「今回の改正を後押しできるように、特許法に先行導入された『損害算定方式の改善』はもちろん、「中小企業における特許保護の証拠収集制度の導入」も速やかに推進していきたい」と述べた。

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁、第四次産業革命に関連する技術の特許統計集を発刊

韓国特許庁（2020.9.17.）

人工知能分野の特許出願、10年間で16倍増加！

- 特許庁、第四次産業革命に関連する技術の特許統計集を新設
- デジタル経済への転換および非対面産業で加速化、特許でも確認
- 人工知能、デジタルヘルスケア、自律走行分野が特許急増をけん引
- 新型コロナ時代、世界的なデジタル・非対面に関連する特許確保競争が激しくなると予想

## [統計集発刊]

韓国特許庁は、第四次産業革命に関連する技術分野の出願統計をまとめた特許統計集を発刊すると発表した。

この統計集には、第四次産業革命時代に備えるため、2019年11月に新設された融合複合技術審査局が所管する8種の単一技術と7種の融合複合技術分野における過去10年間の出願統計情報が盛り込まれている。

※（単一技術分野）人工知能（AI）、ビッグデータ、モノのインターネット（IoT）、バイオマーカー、デジタルヘルスケア、インテリジェントロボット、自律走行、3Dプリンティング

※（融合複合技術分野）AI-ビッグデータ、AI-モノのインターネット、AI-ヘルスケア、AI-インテリジェントロボット、AI-自律走行、ビッグデータ-ヘルスケア、インテリジェントロボット-自律走行

その他、第四次産業革命に関連する技術の説明、各技術分野と特許分類との対応関係、韓国・米国の特許出願現況および多出願人の情報などが含まれており、第四次産業革命に関連する技術の特許情報を一目で確認できるように構成されている。

## [統計分析]

### <主要統計>

#### ◦特許出願の推移

・全体：韓国（2010年）18万3,762件→（2019年）22万4,422件/米国（2010年）49万226件→（2017年）60万6,956件

・第四次産業技術：韓国（2010年）5,874件→（2019年）1万7,446件/米国（2010年）1万6,436件→（2017年）4万3,529件

・第四次産業の割合：韓国（2010年）3.20%→（2019年）7.77%/米国（2010年）3.35%→（2017年）7.17%

#### ◦単一技術のうち、人工知能技術分野の出願推移

・韓国：（2010年）240件→（2019年）4,011件/米国：（2010年）1,887件→（2017年）1万252件

。融合複合技術のうち、人工知能-モノのインターネット技術分野の出願推移  
 ・韓国：(2010年) 18件→(2019年) 286件/米国：(2010年) 114件→(2017年) 656件

また、統計によると、韓国国内における第四次産業革命に関連する技術の全体出願は、2010年5,874件から2019年1万7,446件で、過去10年間、年平均12.9%の出願増加率を示した。

全体の特許出願に比べて、第四次産業革命に関連する技術の割合は、2010年3.2%から2019年7.77%と、10年で2倍以上増加した。

全体的には、人工知能、デジタルヘルスケアおよび自律走行の技術分野が第四次産業革命に関連する技術の出願をリードしていることが分かった。

技術分野	主要特徴	年平均増加率 (2010年から 2019年、%)
人工知能	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ AI の話題が社会全体に広がり、全領域における R &amp; D 投資が集中</li> <li>■ 言語障壁がなく、産業現場での活用可能性が高い視覚的知能技術が出願をリード</li> </ul>	36.7
ビッグデータ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ スマート機器が速い速度で拡散し、IoT 技術の発達により膨大な量のデータを生成</li> <li>■ 政治、経済、社会、医療など、あらゆる分野でビッグデータ技術を活用</li> </ul>	14.4
モノのインターネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人間中心のネットワークからモノ中心の IoT にパラダイム転換</li> <li>■ 初期のモノとモノ間アクセスから、AI が結合されて意思決定が可能になった AIoT に進化</li> </ul>	7.4
バイオマーカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 癌などの病気の診断・治療薬開発のための中核技術</li> <li>■ 新型コロナによるパンデミック状況の中でウイルス診断分野の出願が増加すると予測</li> </ul>	7.9
デジタルヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 測定装置の小型化とバッテリー技術の発展、また AI を活用した診断技術の発達により、ウェアラブルと生体計測機器分野の出願が活発</li> </ul>	11.7

インテリジェント ロボット	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ AI・IoT 技術が適用されたサービスロボット技術の出願が増加</li> <li>■ 最近、素材・部品・設備の話題と相まって、ロボット部品の国産化が進行中</li> </ul>	9.5
自律走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺環境認識技術の分野で AI・IoT が融合された高度道路交通システム（ITS、Intelligent Transport System）分野に技術の中心が移動</li> </ul>	8.2
3D プリンティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 米国のオバマ政権がその重要性を認めてから、R&amp;D などの投資増加</li> <li>■ 政府がスマート製造革新企画団を設立し、1,2 次 3D プリンティング産業の振興計画などを推進</li> </ul>	-（※）

※他技術と総合的に比較した結果、年平均増加率の算出が不適切であると判断（統計歪曲の可能性）

第四次産業革命に関連する技術の代表格である「人工知能」技術分野は、ここ 10 年間 36.7%という爆発的な年平均増加率を示しており、これは、ほぼ同時期に米国の出願増加率である 27.4%よりも高い数値である。

特に、2016 年以降の年平均増加率（55.1%）が以前（23.6%）より 2 倍以上増加したのは、イ・セドル 9 段とアルファ碁との囲碁対局などで、AI の話題が社会全体に広がり、政府と民間の R&D 投資が集中的に行われた結果であると判断している。

詳細な技術としては、医療・自律走行・製造工程などに活用されている視覚的知能（※）を実装した技術分野の出願が最も多かったが、どの国でも言語障壁なく使用することができ、産業現場ですぐに適用することができるため、技術開発が活発に行われたと把握される。

※視覚的知能：写真、映像で対象を認識するなど、視覚的データを処理する技術

これまで、多くの自動化研究が進んできた「自律走行」の技術分野は、AI および IoT 技術と結合し、韓国と米国の両国で自動化から知能化への技術の進歩が行われており、単なる車両の走行技術から脱して高度道路交通システム（ITS、Intelligent Transport System）（※）による最適な移動サービスを提供する技術に、その中心がシフトしていると思われる。

※次世代交通システムで、公共交通機関のオペレーティングシステムに対するインテリジェント制御、交通情報検知、交通状況分析、交通情報を運転者に提供する機能などを通じて、インテリジェント移動サービスを提供する技術

「デジタルヘルスケア」技術分野では、韓国・米国の両国で計測装置の小型化とバッテリー技術の発展、そして個人の健康管理への関心が高まっているため、それと伴ってウェアラブル（※）などの生体計測機器分野の出願が活発であり、IBM 社の「Watson」および韓国の「ドクターアンサー (Dr. Answer)」のように AI を活用して、医師の判断に役立つ診断関連技術の出願も急激に増加していることが分かった。

※手首など、人の体に着用するタイプの生体計測機器

融合複合技術分野の中で、「人工知能 (AI) - モノのインターネット (IoT)」分野では、従来の IoT (Internet of Things) 技術がモノとモノとの間のアクセス技術にとどまっていたところ、最近では、モノとモノとの間のアクセスをもとに AI が意思決定をする AIoT (Artificial Intelligence of Things) (※) へ進化する傾向を見せている。

※ (事例) 脳卒中予測機器、既存の IoT 技術では、センサーを通じて脳波などを計測した後、データのみを送信したが、AIoT 技術は、計測したデータを AI で、脳卒中であるかどうかまで正確に判断する機能までを含む

世界で最も大きい最先端市場である米国でも、韓国と同じ傾向を見せており、デジタル経済へ転換する時代に世界中の企業が米国およびグローバル市場での競争優位を勝ち取るため、第四次産業革命に関連する技術分野の特許確保に向けた激しい競争を繰り広げていると判断される。

## [総評]

ここ 10 年間、韓国の産業構造が AI・IoT などデジタル関連産業に急速に転換されていることが今回の統計でも確認されており、このような傾向は、新型コロナ時代を迎えて、さらに加速化すると判断できる。

このような統計結果は、政府と民間が第四次産業革命に積極的に対応するための果敢な投資をした結果であると見られ、特に、最近 5 年間 102 兆ウォンを超える国家 R&D 予算 (※) と大学および政府研究機関の研究戦略が国の産業構造をポジティブな方向へと変化させていると、今回の特許分析から確認するきっかけとなった。

※ (2016年) 19兆ウォン→(2017年) 19兆3,000億ウォン→(2018年) 19兆8,000億ウォン→(2019年) 20兆6,000億ウォン→(2020年) 24兆ウォン

特許庁もこのようなトレンドに合わせて知的財産の創出・保護・活用の好循環構造をさらに強固に構築していかなければならない。特に、より加速化していく異なる技術の融合・複合化に備えて3人協議審査を強化する予定であり、AI、IoT、バイオなどの基本技術分野は2020年、そして自律走行、インテリジェントロボットなどのAI応用技術分野は、2021年に新たな審査基準を確立する方針である。

今回の統計集は政府、公共機関、国会など500余りの機関に配布され、誰でも簡単に利用できるように、特許庁のウェブサイトでも、電子ファイルを提供する予定である。

特許庁長は、「今回の統計集が、新型コロナウイルスをきっかけに急激に加速化している非対面・デジタル社会に備えることができるよう、韓国版ニューディール政策の推進とデジタルエコシステムの育成に重要な基礎資料として活用されることを期待している」とし、「全世界がデジタル経済に転換している中、企業が関連分野の中核特許を確保することが何よりも重要であり、特許庁は、韓国企業における知的財産権の競争力強化のため、継続的に支援政策を推進していく」と述べた。

## 2-2 新型コロナウイルスがもたらしたマスクの進化

韓国特許庁 (2020.9.21.)

マスクの不便さを解消する技術、  
カスタマイズ機能のインテリジェントマスクなどに関連する特許出願が急増

2020年7月、韓国のある企業が医療スタッフに医療マスクではなく、「空気清浄機能を適用した電子マスク」を寄付して大きな注目を集めた。呼吸検知センサーと連動することでファンの速度が調節されて楽に呼吸することができ、フィルターの交換時期をスマートフォンのアラームで知らせる。

また、耳の不自由な人のために、口が見える透明マスク、耳の痛みを軽減するマスクなど弱者を配慮し、長時間マスク着用による不便さを解消したいというニーズに合わせた新製品のマスクが発売されている。



韓国特許庁によると、マスク関連の特許出願は、2013年の68件から2019年の416件で年平均40%以上増加したことが分かった。特に、新型コロナウイルスの大流行が始まった2020年には8月まで1,129件が出願され、2019年の全体出願件数の2.7倍を超えた。

これは、発がん性物質に指定（2013年）されたPM2.5、中東呼吸器症候群（2015年）、新型コロナウイルス（2020年）のような、呼吸器感染症から健康と生命を守るため、マスクに対する需要と関心が高まったためであると考えられる。

出願人の観点から見ると、外国企業を含む外国人の出願は低迷しているのに対し、韓国中小企業と個人を中心とした韓国人の出願は、持続的に増加する傾向である。

※外国人の出願割合 vs 韓国人の出願割合：(2013年) 22.1% vs 77.9% → (2019年) 1.7% vs 98.3%

これは、マスク市場の拡大による韓国企業の市場進出の拡大、マスクの日常化による不便さを解消するために国民のさまざまなアイデアが出願された結果であると解釈しており、この過程で蓄積された企業と国民の特許資産が今後、イノベーションに満ちた製品につながると期待している。

簡単に見えるマスクも解決すべき課題が多い。息苦しさやコミュニケーションの困難、摩擦や炎症などの皮膚の問題、臭いが苦手なマスク着用を嫌がり、また捨てられる使い捨てマスクによる環境問題も懸念される。

そのため、さまざまな技術が出願されている。ファンとバルブ、スピーカーを付け加えて、呼吸と音声の伝達を容易にする技術、肌に触れる部分を人間工学的に設計して快適さを与える技術、自然で自ら分解される素材を使って環境問題を防止する技術などがあげられる。

さらに、診断キットを適用したヘルスケアマスク、IoT機能のスマートマスク、酸素発生マスク、ペットマスクのように付加機能を融合したカスタマイズ製品に進化しており、関連出願が増加している傾向である。

一方、特許庁では、2020年3月から、韓国企業のマスク開発を支援するために、特許庁のウェブサイトの「新型コロナウイルスの特許情報ナビゲーション」を通じて、マスク関連のさまざまな特許情報を提供している。

特許庁の住宅基盤審査課長は、「新型コロナウイルスをきっかけに、マスク市場が持続的に成長すると見込んでいる（※）」とし、「韓国企業が韓国国内外におけるマスク市場を先取りするためには、消費者のニーズに合わせた製品開発とともに特許を含む知的財産（IP）ポートフォリオを構築していく必要がある」とコメントした。

※使い捨てマスク市場は2020年第1四半期を基準に749億ドル（約88兆4,000億ウォン）であり、2027年まで年平均53%成長すると予想（2020年4月、グランドビューリサーチ）

#### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

#### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム